

令和6年第4回定例会  
新冠町議会会議録  
第1日（令和6年12月10日）

◎議事日程（第1日）

開会宣言

開議宣告

議事日程の報告

- |     |        |   |
|-----|--------|---|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                    |
| 第 2 |        | 会期の決定   |
| 第 3 |        | 諸般の報告   |
| 第 4 |        | 行政報告（町長・教育長）                                  |
| 第 5 | 同意第 4号 | 新冠町監査委員の選任について                                |
| 第 6 | 同意第 5号 | 新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について                       |
| 第 7 | 報告第10号 | 例月出納検査等の結果報告について                              |
| 第 8 | 認定第 1号 | 令和5年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について                      |
| 第 9 | 認定第 2号 | 令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                |
| 第10 | 認定第 3号 | 令和5年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                 |
| 第11 | 認定第 4号 | 令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について            |
| 第12 | 認定第 5号 | 令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について               |
| 第13 | 認定第 6号 | 令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について            |
| 第14 | 認定第 7号 | 令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について          |
| 第15 | 議案第49号 | 日高管内地方税滞納整理機構規約の変更について                        |
| 第16 | 議案第50号 | 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について                  |
| 第17 | 議案第51号 | 新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について                    |
| 第18 | 議案第52号 | 新冠町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第19 | 議案第53号 | 新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例について                       |

第20	議案第54号	新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例について
第21	議案第55号	令和6年度新冠町一般会計補正予算
第22	議案第56号	令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算
第23	議案第57号	令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算
第24	議案第58号	令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算
第25	議案第59号	令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
第26	議案第60号	令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
第27	議案第61号	令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

閉議宣告

◎出席議員（10名）

1番	竹中進一君	2番	酒井益幸君
3番	中山千鶴子君	4番	村田貞光君
5番	但野裕之君	6番	秋山三津男君
7番	武藤勝圀君	9番	長浜謙太郎君
10番	武田修一君	11番	氏家良美君

◎出席説明員

町長	鳴海修司君
副町長	山本政嗣君
総務課長	佐藤正秀君
企画課長	佐渡健能君
町民生活課長	谷藤聡君
保健福祉課長	島田和義君
産業課長	鷹嘴寧君
建設水道課長	関口英一君
建設水道課参事	寺西訓君
農業委員会事務局長	山谷貴君
会計管理者兼税務課長	今村力君
診療所事務長	杉山結城君
特別養護老人ホーム所長	竹内修君
町有牧野所長	湊昌行君
管理課長	新宮信幸君

社会教育課長  
総務課総括主幹  
企画課総括主幹  
町民生活課総括主幹  
建設水道課総括主幹  
保健福祉課総括主幹  
管理課総括主幹  
管理課総括主幹  
社会教育課総括主幹  
社会教育課総括主幹  
代表監査委員

工藤 匡 君  
小林 和彦 君  
下川 広司 君  
曾我 和久 君  
磯野 貴弘 君  
二本柳 成児 君  
伊藤 美幸 君  
楫川 聡明 君  
佐々木 京 君  
坂元 一馬 君  
岬 長敏 君

◎議会事務局

議会事務局長  
議会事務局総括主幹

田村 一晃 君  
三宅 範正 君

(午前10時00分 開会)

◎開会宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。ただいまから令和6年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君）議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、酒井益幸議員、3番中山千鶴子議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（氏家良美君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月16日までの7日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの7日間と決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、12月11日12日及び12月14日15日を休会といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（氏家良美君）異議なしと認めます。

よって、12月11日12日及び12月14日15日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（氏家良美君）日程第3、諸般の報告を行います。

町長から御手元に配付のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第3回定例会において可決された意見書は、関係機関に提出しており、広域連合議会並びに一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況及び今定例会の説明

の報告については、御手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

なお、閉会中につき、議会運営委員会の委員に中山千鶴子議員を指名したことを御報告いたします。以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（氏家良美君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長及び教育長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和6年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かと御多用の中、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。議長から発言の許可を頂きましたので、令和6年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従い報告申し上げます。

はじめに令和6年度一次産業の概況につきまして、本年11月30日現在の新冠町農協及びひだか漁協取り扱いの販売実績によりご報告申し上げますので、お手元にお配りいたしました資料をご覧頂きたいと存じます。なお、農協数値につきましては、各市場からの報告に時間を要するなど30日現在での見込みということでご理解願います。

はじめに農産部門です。水稻につきましては、5月以降はおおむね天候に恵まれたことから生育は順調に進み、胆振・日高地方における作況指数は103となり、作柄は「やや良」でございました。当町における、農家戸数は22戸を維持しており、作付面積は前年より10.78ha増加しましたが、農協取扱数量は前年を27トン下回る432トンで、販売額はキロあたり単価が前年より79円上昇した結果、前年を2820万円ほど上回る1億2440万2066円でございました。なお、製品につきましては、色彩選別機を活用した丁寧な調整に努められ、全量が一等米でございます。

次に、そ菜でございますが、販売金額の総額は15億199万9514円と前年から1億7885万円ほど上回りました。このうち基幹産業でありますピーマンは、農家戸数が1戸減少しておりますが、作付面積は前年並みを確保しております。作柄は、豊作となりました昨年を上回る反収となり、販売単価におきましても、例年10月以降、本州産が市場に出回る時期が、台風の影響で遅れたことにより高値を維持でき、キロ当たり単価が前年を30円上回りました。販売数量は前年を198トン上回る2532トンとなり、販売金額は14億5160万6885円で過去最高値を昨年に引き続き更新しました。アスパラにつきましては作付面積では前年より0.2haの減少となっております。作柄は反収が前年を下回り、販売数量は前年より3.6トン減少し、販売金額は2558万6649円で前年から352万円の減少となりました。

次に、畜産部門でございます。2ページをご覧下さい。はじめに軽種馬に関してですが、本年度も多くの町内生産馬が、中央競馬・地方競馬で好走を続けており、6月には大井競

馬場で開催された第70回東京ダービーにおいて、字美宇の株式会社ノースヒルズで生産されました「ラムジェット号」の優勝と、11月には佐賀競馬場で開催されたJBCスプリントにおいて、字明和の有限会社新冠タガノファームで生産された「タガノビューティー号」が優勝されました。共にJPN1レースでの快挙に関係者は歓喜に包まれ、新冠町に嬉しいニュースを届けていただきました。年末にかけて国内におきましても大きなレースが続きますので、1つでも多い勝ち鞍を期待したいと存じます。さて、北海道市場における軽種馬の販売状況については、インターネットを始めとした市場改革に取り組まれている関係者のご努力が功を奏し、好調なセール開催となりました。市場全体の売却総額は188億9723万円で過去最高額を記録しましたが、このうち町内生産馬の上場は499頭で403頭が売却されており、売却率は過去最高値の80.8%、1頭当たりの平均売却額は798万6千円、売却総額は32億1816万円となりました。

酪農につきましては、生産戸数は黒毛和牛の転換1戸及び高齢による搾乳中止3戸の合計4戸が減少しました。乳量は前年から226トン減少しておりますが1戸あたり生産量は前年より34トン増加しており、乳代の引き上げもあり、前年を6449万5千円上回る9億7438万6千円となりました。

肉用牛につきましては、主力となります黒毛和牛の素牛販売市場におきまして、生産戸数が2戸減少し、前年より96頭減の795頭を売却しましたが、配合飼料価格の高止まりや長引く外食需要の低下のため取引価格の下落が続いており、売却額は前年を8408万下回る4億3931万2千円となりました。また、肥育牛販売におきましても同様の理由から、売却額は前年を1092万7千円下回る9643万4千円でございます。交雑種につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、水産部門でございます。3ページをご覧ください。本年4月から11月末までの漁獲状況についてご説明いたします。まず、秋さけでございますが、本年6月に公表された「道立総合研究機構さけます内水面水産試験場」の来遊予測値において、全道では前年比75.5%、えりも以西・日高沿岸地域では、前年比135.6%と示されておりました。しかし、漁期となる9月における、日高近海の平均海水温は20℃と、平年並みでありましたが、日高管内全体に目を向けましても過去最低水準の不漁となっております。そのため、当町においても前年を下回る27トンとなり、漁獲金額も前年から985万円減の2718万9982円となりました。次に、主要魚種であるタコにつきましては、豊漁であった昨年に比較し漁獲量・漁獲金額共に減となり、前年対比27トン減、漁獲金額は3778万円減の55トン、4900万294円となりました。また、その他の漁獲量では、前年より116トン減少し、漁獲金額も2930万円の減となっておりますが、この要因となった主な魚種はサバでございます。資料に記載はありませんが、サバが134トン減で、漁獲金額においても取引価格が安値となり、サバは前年から約2880万円の減額となったものでございます。前浜全体の漁獲量及び漁獲金額につきましては、漁獲に占める秋サケやタコの割合が高いことから、記載のとおり前年実績を下回る成績となっていると

ところでございます。海水温の上昇は海洋環境の変化を招き、魚類の生態系に大きな影響をもたらしており、今年はツブやホッキなど一部の魚種の単価上昇はあったものの、漁業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いておりますので、資源の早期回復を切に願うとともに、今後とも関係機関と連携を図りながら、漁業者支援に鋭意取り組んで参る所存であります。以上が本年11月30日現在の一次産業の概要でございます。

次に、給付金事業の結果についてご報告申し上げます。

町では、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の内容を踏まえ、定額減税を補足する給付を実施するため、4種類の交付金事業を実施してまいりましたが、11月末をもってすべての給付を完了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。まず、令和6年度の定額減税において、課税額が定額減税額に満たない者に対して不足額を給付する定額減税調整給付金事業であります。予算では、対象者を882人と見込んだところですが、実績といたしまして858人に対しまして3468万円を給付し、97.3%の支給率となっております。

次に、令和6年度に新たに住民税非課税となった世帯に10万円を給付する、住民税非課税世帯臨時特別給付金事業であります。予算では、対象世帯を192世帯と見込んでおりましたが、実績は99世帯に990万円を給付し、51.6%の支給率となっております。また、令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税となった世帯に10万円を給付する、住民税均等割世帯臨時特別給付金事業ですが、予算では70世帯を対象として見込んでおりましたが、実績では40世帯に400万円を給付し、57.1%の支給率となったところでございます。

最後に、定額減税調整給付金を除く2事業の世帯に18歳以下の児童がいる場合、1人あたり5万円を加算給付する「こども加算給付事業」に関して、予算では、対象児童を36人として見込んでおりましたが、実績では13人分である65万円を給付し、36.1%の支給率となったところでございます。転入や未申告により課税状況が把握できていない世帯を含め対象として見込んでいたため、支給率が低い給付事業もありますが、町ではこの間、町政委託文書での周知に加え、対象者へのダイレクトメールによる制度周知のほか、未申請者への文書による通知など、可能な限りの周知活動を実施した上で、支給事業を推進したところでもありましてご報告させていただきます。

次に、令和6年度町政懇談会の実施についてご報告申し上げます。

まちづくりの考え方等について、私が町民の皆さまに直接説明し、そして意見をいただくことは、協働のまちづくりの根幹であり、大切なことと考えています。その具体的な取り組みの1つが町政懇談会の実施です。私が町長に就任してから、コロナ禍にあった令和2年度を除き、毎年11月に各地区で町政懇談会を開催し、町民皆さまの声に耳を傾け、「開かれた行政」の推進に意を用いてきました。各自治会を対象とした本年度の町政懇談会は、11月25日から29日までの4日間において開催しました。また本年の開催は、3つの会場を集約し、朝日の森で開催したため昨年よりも2会場少ない8会場において、

34自治会を対象に開催したところ、町政に係るさまざまなご意見をいただきました。いただいた意見、質問は「道路など地域の環境」に関することから「町有地の今後の活用方法」といった町政全般に係ることまで幅広い事項に及び、受けた意見、質問に対しては町の現状をお伝えする、あるいは方向性をお示しすることで、まちづくりを町民と共に考え、共通の視点で協働のまちづくりを進めて行くことにつながっていることを実感した次第です。12月4日には、女性コミュニティ会議との町政懇談会を実施し、女性の目から見たまちづくりについて意見を交わしました。この度の開催で4回目となる女性コミュニティ会議との町政懇談会は、生活に関わる身近な問題から、町の将来など広範囲な事項に及び、町の課題を総合的に捉えたご意見は、今後のまちづくり協議に大変参考となるご意見をいただきました。いただいたご意見や地域の課題等については、真摯に向き合い対応を検討し、あるいは今後におけるまちづくり協議における協議事項とすることといたします。本年度の町政懇談会の総参加者数は、74人と昨年比で3人減という結果でしたが、地域の意見を集約し、自治会長さんが代表して出席している地域もあり、参加人数以上の意見等をいただいたものと考えております。町民の声はまちづくりの根幹です。町は常に町民の声に対し誠実に耳を傾け、財政状況を踏まえながら前向きに対応して行く姿勢であり続ける所存ですので、よろしく申し上げます。

次に、判官館森林公園における熊出没に係る対応についてご報告申し上げます。

9月26日午前10時30分頃、森林公園遊歩道に熊の糞らしいものがあるとの通報が役場にあり、新冠町猟友会の協力を得て、現地を調査したところ熊の糞であることを確認し、町関係各課は、キャンプ場の閉鎖と注意喚起の看板を設置するなど、即座に公園内利用者の安全確保に努めました。同日午後1時30分頃、公園内を調査する者が熊を目撃したため、町は静内警察署への通報及び公園の立入り制限を実施し、翌日には箱ワナを設置するなど全力で熊対策を行いました。第一の熊目撃情報からおよそ1か月後の10月31日午後1時頃、判官館森林公園付近の砂浜に熊の足跡を発見したとの通報があったため、足跡及び周辺の調査を行ったところ、熊の足跡であることを確認し、更には周辺調査の結果、熊の糞を発見したため静内警察署への連絡と遊歩道の封鎖を同日実施致しました。いずれの熊目撃情報に際しましても、防災メールと新聞折り込みによって全町民へ周知を行い事故防止に努めました。また、12月4日には、朝日の森に事業所を構える株式会社mmガードの協力を得て、ドローンによる上空からの調査を実施いたしました。調査は、機体の不具合で当初計画の調査区域全域の調査をすることはできませんでしたが、ドローンによる個体調査の有効性を確認することができました。昨年に引き続き、熊の出没によって判官館森林公園の利用は、長期間にわたる制限を余儀なくされましたが、いずれも町民を含めた利用者の方々の安全を確保するためであることをご理解いただき、今後におきましても不測の事故が生じることがないように、迅速かつ出来る方策の全てを活用し、最善の対応に努める所存ですので、よろしくお願い致します。

次に、日高徳洲会病院の移転改築計画に対する当町の対応状況についてご報告申し上げます。

ます。

本年6月に開催された第2回定例会の行政報告におきまして、日高徳洲会病院の移転先候補地として、新冠町からは当町が情報提供をした複数箇所から2か所が選定され、更なる協議検討のため、同病院による地質調査が実施されている旨をご報告しておりました。地質調査は、本年9月に新ひだか町及び新冠町内の移転候補先で順次実施をされたとのことですが、現在も検討を続けられておりますことから、移転候補地の決定は年明けになるものと伺っております。当町の対応につきましては、これまでも申し上げましたとおり、日高徳洲会病院が当町への移転の可能性を示している以上、高いハードルではありますが、町議会とも一致した方針により、積極的な誘致活動を最大限行うものとの考え方で臨んでおきまして、9月26日には氏家町議会議長とともに、医療法人徳洲会常務理事及び北海道ブロック長を務められている札幌東徳洲会病院総長を訪ね、最終決定に向けた一層の力添えをお願いするとともに、徳洲会グループ理事長への訪問も予定しているところでもございます。今後におきましても、これまでと同様に行政と町議会の一体的な誘致活動を取り進めて参りますので、ご理解頂きたいと存じます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、一般議案等8件、令和6年度各会計補正予算7件を提案することといたしております。それぞれ提案する際に具体的に御説明いたしますので、全案件とも提案どおり御決定頂きますよう、よろしく願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（氏家良美君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告を行います。

新宮管理課長。

○管理課長（新宮信幸君） 議長より発言の許可を頂きましたので、令和6年第3回定例会以降の教育行政に関わる報告について、奥村教育長が本日議会欠席のため、私から代読をさせていただきます。

はじめに、ふるさと給食の実施について御報告申し上げます。

学校給食事業につきましては、学校給食法に規定する、適切な栄養の摂取による健康の保持増進及び食事について正しい理解や望ましい食習慣を養う、いわゆる食育の推進等を目標として実施しており、平成30年度からは、子育て世帯の経済的な負担を軽減する施策として、給食費の無償化を実施しているところです。給食の献立につきましては、新冠小学校に配置されております栄養教諭が、文部科学省が定める学校給食実施基準に基づき、摂取すべき各栄養素の基準値を年齢区分別に計算した上で、小中学校の献立を作成し提供しております。さて、学校給食事業においても執行方針で掲げております「ふるさと教育」を推進するため、地場産の農作物や加工品を用いた「ふるさと給食事業」を各校年2回実施しており、地域の食材をふんだんに使った給食の提供を通じて、子どもたちが新冠の産業を知る機会の一つとしております。

また、ふるさと給食事業に合わせて、町理事者や教育関係者のほか、食材の納入元の生

産者を学校へ招き、子ども達と給食をともにしながら交流を深める事業も行っており、コロナ禍以降中止をしていたところでありましたが、黙食等の感染症対策も緩和したことから、新冠小学校では今年度4年振りに再開し、10月30日に実施いたしました。当日は、私や町長を含め来校者が、子ども達の声掛けにより各教室に分かれ、栄養教諭から給食に使用した地場産の食材についての説明を受けた後、会話を楽しみながら給食を試食させていただきました。普段は見る事が出来ない子ども達の学校生活での自然な姿や給食当番の役割、各々が行う食器や残り物の片づけなど、様々な様子を確認する機会となり、とても有意義な時間となりました。ふるさと給食事業は、郷土を愛する子どもを育む当町の特色ある事業として、引き続き実施して参りたいと存じます。なお、学校給食事業に係る食材費につきましては、規則で定める小中学生別の単価に基づき当初予算を計上しておりますが、食料品を含む全国的な物価高騰が続いており、予算不足を生じることから、本定例会において補正予算を計上しておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、中学校部活動の地域移行の状況についてご報告申し上げます。

部活動の地域移行は、教職員の働き方改革や少子化が進む中、中学生が将来にわたってスポーツや文化活動を継続して親しむ機会を確保するため、令和4年度に国がガイドラインを策定し、中学校の部活動を段階的に地域活動へ移行していく方向性が示され、令和5年度から7年度までの3か年が、休日の部活動を地域移行するための推進期間とされたものです。当町における取り組みは、令和4年度に中学校と教育委員会との意見交換から始まり、昨年度においては、町内の関係者に呼びかけ、検討協議会の立ち上げに向け、地域移行の背景や国や道の方針の説明、日高教育局の担当者から情報提供を行うなど、制度への理解を深めたところです。今年度に入り、検討協議会の構成委員であり、部活動の受け皿となり得る団体として、野球、サッカー、バレーボール、卓球、吹奏楽の団体代表者と個々に面談する場を設け、団体の体制や活動状況、中学生との関わりや地域移行に対するご意見等を伺いました。また、10月には新ひだか町担当者と懇談し、進捗状況や課題等の情報交換を行ったところですが、地域移行を進めるにあたり、他町との連携が必要であることは、両町共通の認識であったことから、町内での検討と併せ引き続き情報交換を行っていくことといたしました。これらの町内団体や他町との懇談内容を踏まえて行なった中学校との協議においては、現在は部活動を地域団体へ移行することに主眼が置かれているが、中学校の部活動は将来的に無くなる方向にあることを意識し、それを地域でどう対処していくかに意識を変革する必要があるのではないかといった協議結果となりました。

先に開催した第1回目の町部活動地域移行検討協議会では、住んでいる場所や保護者の都合に関らず誰でもスポーツや音楽ができるといったところが部活動の良いところであり、その環境を維持するため皆で方策を考えていかなければならないといった意見が出され、次の会議に向け、各団体に持ち帰り中学生と活動の交流をする機会を設けることができないか、また、各委員においても地域での支援策について検討するとして会議を終えまし

た。

以上が今年度の取り組みの経過であり、地域移行に向け関係者と協議検討を重ねておりますが、中学校の部活動は、長年にわたり学校教育活動の一環として学校が主体的に取り組んできたものでありますことから、その役割を地域の自主的な活動で担っていくには、困難な課題が多くあり、先週開催されました日高管内の担当者会議におきましても、各町検討は進めながらも、抜本的な対応策が見いだせていない状況であり、移行には時間を要することが伺えました。今月に入り、スポーツ庁の部活動改革に関する実行会議の中間取りまとめ案においては、部活動の地域移行の名称を「地域展開」に変更するほか、多くの自治体が移行に向けた取り組みに時間を要している状況を踏まえ、推進期間終了後の令和8年度から13年度までの6年間で次期推進期間として、休日における全ての部活動での達成を目指す方向性が示されました。当町においては、引き続き町部活動地域移行検討協議会を中心に町内団体や中学校と検討協議を進めるとともに、他町との連携も視野に入れながら取り進めて参ります。

次に、新冠町立日高判官館青年の家の今後の運営についてご報告申し上げます。

社会教育法に位置付けされる「青年の家」の始まりは、戦後の荒廃した社会の中にあつて、青少年の不良化が進展した中、青少年が健全な環境のもとで、集団生活を通じて社会生活に必要な規律を体得することを期待し、全国各地に建設が広がりました。日高管内においては、青少年活動が活発に行われていた頃でもあり、日高管内青年団体協議会を中心に各町への陳情がなされ、日高管内9町による組合立として設置され、時期を同じくして、若き日から青少年問題に情熱を傾け、教育的環境、青年教育運動に着眼していた名誉町民である浅川義一氏が多額の寄付を申し出たことも相まって昭和40年に「日高判官館青年の家」が建設されました。時代の変遷とともに、青年教育を主体として施設運営をしていた青年の家は、平成に入り、過疎化や人口減による若年層の減少により、少年教育を主体とした運営に移行し、自然体験学習を通じ規律や共同、友愛の精神を学ぶ宿泊研修施設として、その時代の教育課題に対応して参りました。しかし、平成11年には各町の財政状況の悪化から、日高管内組合立から新冠町立へ移管し、平成13年には派遣社会教育主事の配置を停止、平成17年から所長及び専門係の配置を停止し、正職員の配置をせず、社会教育課が管理及び運営を進めておりました。施設体制の変化とともに、利用者は平成8年度の年間1万5千人をピークに、昨年度は2291人の利用者で、年々減少傾向にあります。加えて、施設も老朽化が著しく、次年度には改築の目安となる60年が経過することとなります。

このような現状を踏まえ、令和5年度から取り組んでいる、財政健全化に向けた事務事業の見直しにおいて、青年の家は、廃止を含めた今後の在り方について検討するよう方針が示されました。協議の結果、青年の家の本来の目的となる、生活指導や体験活動を通じた、豊かな感性を育む、教育活動に重きを置いた社会教育施設としての継続は難しく、また、青年の家の建設時から当町における青年活動の基礎は今も「ふるさと盆おどり」や「ろ

うそく出せ」などの各種事業により継承され、施設としては十分にその役割を果たしたと判断し、教育財産から普通財産に移管した上で民間活用等、新たな活用を検討することと致しました。また、体育館については、教育財産として継続した上で、老朽化が著しい旧児童館機能を移設し、判官太鼓、極真空手、ほろしり柔道クラブの新たな活動場所として提供するとともに、トイレ、更衣室、体育館照明のLED化等の整備を進めたく、令和7年度については、青年の家の休止期間を設け、施設整備及び課題整理に努めて参りたいと考えております。

最後に、青年の家の建設に携わった方々の熱い思い、そして、この青年の家で夜通し熱い議論を交わした、当時の青年の方々の情熱は、今も当町における社会教育の基礎となり、生き続けております。施設は今後変化して参りますが、教育委員会はその強い熱意と情熱を継承し、各種事業を推進して参りますので、町民の皆様、議員各位におかれましては、趣旨をご理解いただくとともに、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第4回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（氏家良美君） 教育長の教育行政報告が終わりました。

#### ◎日程第5 同意第4号

○議長（氏家良美君） 日程第5、同意第4号、新冠町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第4号、新冠町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

監査委員の岬長敏さんは、令和7年3月5日をもって任期満了となりますことから、後任委員として次の方を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方は、宇本町にお住まいの妹尾巨知さんでございます。妹尾さんは昭和61年から家業である商業に従事をされ、現在は新ひだか町におきまして靴店に従事をされておりますけれども、新冠町のまちづくりにも大きく貢献を頂いている方でありまして、社会教育委員、スポーツ推進委員、表彰審議会委員などの公職に加えまして、スポーツ協会の会長にもついておられるほか、当町の健康増進に関わる講師も多く務めていただいております。その温和な御人柄から地域住民からの信望も厚く、公平公正な判断ができる方であり、何よりも民間企業経営の経験から、客観的な視点による事業評価、あるいは財務評価にもすぐれていると判断をいたしまして、監査委員に適任と判断をして、議会の同意を求めるものでございます。

以上が、同意第4号の提案理由でございます。提案どおり御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑討論を省略し直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより同意第4号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第4号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

#### ◎日程第6 同意第5号

○議長（氏家良美君） 日程第6、同意第5号、新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 同意第5号、新冠町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員でございます。佐藤剛さんが本年12月23日をもって任期満了となりますことから、後任に次の方を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の同意を求めらるるものでございます。同意を求めらるる方は、字美宇にお住まいの竹中浩二さんでございます。竹中さんは、昭和58年から家業である農業に従事されておまして、この間、新冠町農協そ菜園芸振興会会長やピーマン生産部会長を歴任され、現在では同農協の幹事の要職にもつかれておまして、人望も厚く、何事にも公平公正な判断ができる方であることから、後任委員として適任と判断をいたしまして、選任同意を求めらるるものでございます。

以上が、同意第5号の提案理由でございます。提案どおり御決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 異議なしと認めます。

これより、同意第5号についての採決を行います。

お諮りいたします。同意第5号は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求

めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第7 報告第10号

○議長（氏家良美君） 日程第7、報告第10号、例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し報告のとおり受理することといたしたいと思えます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時49分

再会 午前11時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 認定第1号 ～ 日程第14 認定第7号

○議長（氏家良美君） 日程第8、認定第1号、令和5年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について。日程第9、認定第2号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。日程第10、認定第3号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。日程第11、認定第4号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について。日程第12、認定第5号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。日程第13、認定第6号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について。日程第14、認定第7号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について。以上7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました各会計決算認定は、9月10日招集の第3回定例会において、令和5年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、御手元に配付のとおり議長に報告書が提出されております。審査結果について、令和5年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

武田修一委員長。

○10番（武田修一君） 令和6年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査の結果を新冠町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。なお、審査事件、審査の期間、審査の経過は御手元に配付した印刷物のとおりでありますので、報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。

審査結果意見。本委員会に付託された事件は、審査の結果認定すべきものと決定したが、次の意見を付す。令和5年度経常収支比率は86.0%で、前年度と比較し1.2ポイント増加した。これは支出において人件費等が増加したことに加え、収入では依存財源である普通交付税が減少したことなどが主な要因となっている。自主財源の柱である町税全体の収納率は、前年度比0.4ポイント上昇し95.8%となった。収納率は継続した納税の取り組みが効果を上げており、引き続き納税の公平に向けた収納対応等の取り組みを期待する。加えて、自主財源では町税に次ぐ構成割合となっている、ふるさと納税寄附金も、本町の魅力発信強化等に向けたさらなる取り組みを創出する等、自主財源増加に向けた、なお一層の努力を願うものである。少子高齢化による人口減少により、今後も交付税減少が想定されることから、さらなる財源確保と創出に加え、補助金交付をはじめ、事務事業の徹底した見直しを行う等コスト削減と自主財源確保に向けた取り組みにより、健全な財政運営確保に努め、これまで以上の住民福祉の向上に期待する。

以上で報告を終わります。

○議長（氏家良美君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

次に、認定第1号、令和5年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号、令和5年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第2号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号、令和5年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第3号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号、令和5年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第4号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和5年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第5号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号、令和5年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第6号は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号、令和5年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

#### ◎日程第15 議案第49号

○議長（氏家良美君） 日程第15、議案第49号、日高管内地方税滞納整理機構規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

今村税務課長。

○税務課長（今村力君） 議案第49号、日高管内地方税滞納整理機構規約の変更について、提案理由を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、日高管内地方税滞納整理機構規約を別紙のとおり変更しようとするものでございます。2ページをお開き下さい。日高管内地方税滞納整理機構規約の一部を次のとおり変更するものでございます。この度の提案理由ですが、日高管内地方税滞納整理機構は、管内の7町から滞納町税を引き継ぎ、滞納整理を行っておりますが、平成19年度の設立時には約250件あった引き継ぎ件数が、令和4年度以降は140件台となり、設立時から100件以上減少していることから、税以外の債権も取り扱ってほしいという構成町からの要望により、機構では、地方自治法上の町の歳入に係る債権のうち、地方税の滞納処分の例により処分できる介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、下水道使用料を取り扱うこととしました。このことから日高管内地方税滞納整理機構規約中、機構の構成団体及び共同処理する事務に係る条文の変更が必要となりますが、機構が規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条及び第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

それでは規約の変更内容について、新旧対照表でご説明しますので、3ページをお開きください。第2条は、機構を組織する地方公共団体を定めていますが、別表1に掲げる町の他に日高中部広域連合を加えようとするものです。なお、別表1は管内7町を掲げています。第3条は、機構が共同処理する事務を定めていますが、地方税法の他に地方自治法の規定を加えようとするものです。2ページにお戻りください。附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上が、議案第49号、日高管内地方税滞納整理機構規約の変更についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第49号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） 討論を終結いたします。

これより、議案第49号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16、議案第50号

○議長（氏家良美君） 日程第16、議案第50号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第50号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり定めようとするものです。説明につきましては、御手元に配付しております、議案第50号説明資料により説明させていただきますので、そちらを御覧頂きたいと思っております。本年8月の人事院勧告に基づきまして給料月額及び期末勤勉手当等のほか、町独自の住居手当を廃止するため、所要の改正を行うものです。

まず1つ目として給与改定です。1点目に、月例給について民間給与との格差1万1183円を解消するため、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に前俸給表を引き上げるもので、令和6年4月1日に遡って適用するものです。2点目に、特別給について、一般職においては、民間ボーナスとの格差0.10月を解消するため、現行の4.50月分を4.60月分に引上げ、暫定任用職員においては一般職の半分0.05月分を上乗せ、現行の2.35月分を2.40月分に引き上げるもので、引上げは期末手当及び勤勉手当に均等に配分するもので、令和6年12月1日から適用するものです。なお、支給について一般職においては、令和6年度の12月期末及び勤勉手当にそれぞれ0.05月分を上乗せ令和7年度以降は、6月及び12月の期末及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分を上乗せします。暫定任用職員においては、令和6年度の12月期末及び勤勉手当にそれぞれ0.025月分を上乗せ、令和7年度以降は、9月及び12月の期末及び勤勉手当にそれぞれ0.0125月分を上乗せします。3点目に、寒冷地手当について、支給月額の11.3%引上げ勧告による、国の引上げ額に準じて、世帯主である職員で扶養親族のある職員は、改正前2万3360円を改正後2万6千円に、扶養親族のいない職員は、改正前1万3060円を、改正後1万4500円に、その他の職員は、改正前8800円を改正後9800円にするもので、令和6年4月1日に遡って適用するものです。また、令和7年度からは、寒冷級地区分の変更により、世帯主である職員で扶養親族のある職員は900円減の2万5100円、扶養親族のいない職員は200円減の1万4300円、その他の職員は200円減の9600円にするものです。

裏面に移りまして、2つ目として、給与制度のアップデートに係る改正です。1点目は、

通勤手当の見直しで、支給限度額を現行の5万5千円から15万円に引き上げるものです。2点目は、扶養手当の見直しを2年間で段階的に実施するもので、現行の配偶者分6500円を令和7年度に3千円、令和8年度に廃止。現行の子ども1人当たり分1万円を令和7年度に1万1500円、令和8年度1万3千円に増額するものです。3点目は、再任用職員の手当支給の拡大で、住居手当及び寒冷地手当を新たに支給するものです。以上3点は、令和7年4月1日から適用となります。

次に、3つ目として、住居手当のうち、持家に対する現行月額7500円については、公務員の自宅の維持管理費を補填することなどを名目に支給されていたものですが、2009年の人事院勧告で廃止となっておりました。しかしながら当町を含む道内103市町村は、人口流出防止や職員確保を理由に、制度を存続してきましたが、人事院勧告に準ずるといふ基本に立ち、令和7年4月1日より廃止するものです。

以上が、議案第50号、新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議を賜り提案のとおり御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第50号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井です。職員の住居持家手当廃止について伺います。当町職員の持家手当は資料に記載されています、公務員の自宅の管理維持費を補填と記載がされていたが、町が職員住宅を十分に整備できていないことや、定住の観点から住居手当を支給し、町内に家を建てることを町が推奨したとの条例も整備された制度だと認識しておりました。また、同委員会において廃止する旨の説明もありました。そこで質問です。持家手当を廃止しようとするが、年間どの程度支給削減されるのか。2点目、人事院は2009年から勧告があったと説明があったが、これまで支給してきている、日頃から信頼している職員であるならば廃止が最良なのか、当町の定住移住施策ではなかったのかについて答弁を求めます。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） まず1点目の年間の支給削減でございますけども、現時点で、55名対象となっております、年間約490万円となっております。2点目でございますけども、まず人事院が2009年に出している内容は、自宅の維持管理費の補助を目的とする手当は民間ではほとんどないという、そういう民間との格差を是正することで、無くすという勧告を出していたものでございます。これに対しまして、これまで支給してきたわけでございますけども、新聞等でも報道されているとおりでございます。で、1点は税込から公務員の個人資産に手当を支給しているという指摘がございます。また、既に全国の約9割の自治体は廃止しているという状況もございます。3点目が、当町は定住施

策として実施している各種の補助制度、こちらについては職員も対象となっております。4点目に、行革を進める中であって、定住政策として町職員だけを特別扱いすることになってはならないということを考えるものでございます。住宅を持つというのは町民の方も一緒でございますので、そういうことも観点として持っております。これらのことにつきましては、影響のある職員組合のほうとも協議をした中で、一つの結論を出したものでございます。今後も人事院勧告に準拠しまして給与を取り扱うためにも、この辺はきちっと廃止した中で物事を取り進めたいと思います。人事院勧告については職員の側が立つですね、いい改正もあれば、その逆のマイナスになるような改正はこれあるわけでございます。そういったことも踏まえながら、今後も準拠した中で、人事院勧告に準拠した中で物事を取り進めたいと思っております。以上です。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 今の答弁で理解はしました。そこでちょっと疑問があったんですけども、人事院勧告というのは国のレベルの話であります。それを踏まえて、国は十分に職員住宅の確保に努めております。ただ当町においては、十分に職員住宅の確保という部分では、足りないのかなあというふうに思っております。その上でこの資料にも記載ありましたが103市町村はまだ残しておられるという記載もありましたので、そこで質問なんですけれども、他の市町村と差別化する、差別化を図りながら、職員の確保にも十分力を入れていかなければならないというふうに思います。それを加味しまして、この政策が本当に時期尚早とも思えると思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 職員の確保というのは今後も現在もですね、簡単に確保できないような状況で、今後もですねそういう意味では、公務員にかかわらずだと思いますけども、職員の確保というのはなかなかスムーズにいかないのかなというふうには認識しております。そういう中で、今後進めていく中でこれまでも話したかもしれませんが、働きやすい職場から魅力のある職場づくりというものに重きを置いて、いろいろ考えていきたい。現在、例えば議員さんからも一般質問あったこともありますけど、副業の関係、こういったものを認めたりだとかですね、それから職務義務免除ということで、地域活動に自分のノウハウ、スキルを生かした活動に対してそういった休暇を与えるだとか、こういうことを一つ一つ進めております。ただ、やることはきっとあると思うんですけども、そういう中でこの住居手当は先ほど言ったように、理由の中で廃止いたします。で、各自治体においてはということですけども、これも多分、新聞報道なされてから各自治体が議論しております。日高管内でも、かなりきちっと見直しされるというか、無くなっていくんじゃないかなという僕は認識に立っておりますし、道内も同じだというふうには思いません。で、職員の確保というものは、この手当というものの以外の部分で、先ほど言ったように考えてまいりたいということでございます。あくまでも私どもの給料は人勧を準拠した

中で、給与関係は進めていくという考え方でございますので、その部分を御理解頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝因君） 7番、武藤です。今回この提案では、若年層の改善に重きを置いているというふうになっておりますが、一方、これには書かれておりませんが、とりわけ中高年齢層職員は物価上昇にも満たない、あるいは部分的な自主的に賃下げとなる職員が生じていると報道されておりますが、新冠ではこの場合、何歳から何歳までの層が小さく実質的な賃下げとなるような年齢層なのか。そこを教えてほしいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） はい、お答えします。今回の給与改定で俸給表変わりますが、若い世代から、いわゆる我々の高齢世代といいますか、全ていわゆるベースアップ、給料が上がるということでございます。以上です。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝因君） 7番、武藤です。今、総務課長から答弁ありましたけれども、実質的には、やっぱり今の物価高騰、これにも追いつかない賃上げだと思いますし、部分的に賃下げも生じている、例えば扶養手当の廃止だとか、あるいは特に北海道の場合、これから寒い時期に向かうわけですけれども、灯油等も上がってる中で寒冷地手当、確か額は少ないんですけども、そういう点で、賛成できる訳にはありません。もともと人勧というのは公務員の労働基本権を制約した代償としての制度ですから、その点での矛盾が非常に明らかになっておりまして、公務員の労働基本権の全面回復が必要だと思います。今これやっぱり今回の人勧見ますと、本当にこれで、今、日本は給料が上がらない国と言われております。失われた30年っちゃんこと言われてますんで、やはり本当に今、労働者の時間給の問題でも、今、石破首相も1500円目指すと言ってますけれども、そういうのと合わせてやっぱり、本当にその給料が上がる国にやっぱりする必要があると思いますんで、そういう立場から、この内容というのは非常に不満でありますし、不十分だとそういう点で反対いたします。

○議長（氏家良美君） 賛成討論を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜です。議案50号について賛成の立場から討論させていただきます。本議案は人事院勧告に基づき行われるものであり、反対の余地はなく賛

成いたします。

○議長（氏家良美君） 反対討論を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第50号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり、決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第17、議案第51号

○議長（氏家良美君） 日程第17、議案第51号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第51号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。提案理由及び改正内容につきましては、改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明は省略させて頂き、お手元に配付をしております、議案第51号資料により説明させて頂きまますので、そちらをご覧願います。

提案理由について読み上げます。平成30年4月に始まりました現行の国民健康保険制度では、北海道が財政運営の責任主体となり、国保に関する事務を市町村と共通認識のもとで実施し、事務の広域化や効率化を推進するための方針として、北海道国民健康保険運営方針が定められています。この運営方針では、令和12年度を目途に、全道どこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料負担となる保険料水準の統一を目指しており、その取り組みとして、令和6年度には納付金ベースの統一を図るため、事業費納付金の算定に医療費水準を反映させない仕組みが取り入れられました。また、市町村には令和8年度末までに、国保税の賦課方式を所得割・均等割・平等割の3方式とすることが求められております。当町の賦課方式は、資産割を加えた4方式を採用していることから、資産割の廃止及び廃止に伴う減額分を補うための税率改正が必要となっておりますが、現状の国保会計は医療費の高止まりや、被保険者数の減少等に伴う保険税額の著しい減額により、会計上の収支バランスが悪化している状況でございます。このことから、資産割の廃止と合わせ、安定的な財源の確保のため、所得割・均等割・平等割に係る税率の引き上げを行いたく、新冠町国民健康保険税条例に所要の改正を行うものでございます。なお、改正にあたりましては、令和12年度の統一保険料を見据えた税率設定といたしま

すが、税負担の激変緩和措置として、税率の引き上げは令和7年度から令和9年度までの段階的な引き上げとし、毎年度見直しを行うこと。加えて、1期あたりの負担軽減を図るため、納期を7期から10期へ増やすこと。更に影響の大きい子育て世帯には、均等割の軽減措置を未就学児から18歳以下まで拡大する措置を講じてまいります。

改正する条例名は記載のとおりです。改正の内容でございますが、今回、改正をしたいのは3点でございます。1点目は、税率等の改正で、資産割を引き下げ、所得割・均等割・平等割を引き上げます。2点目は、納期を7期から10期に変更し、1期あたりの負担軽減を図ります。3点目は、18歳以下の均等割を5割軽減にし、子育て世帯の負担を軽減する内容となっております。

資料の2ページ目をお開き下さい。(1)税率等の改正内容でございます。表の縦項目には、所得割・資産割・均等割・平等割、横項目には医療分、後期分、介護分の現行と改正案の税率及び税額を表示しました。合計欄で申し上げますが、所得割の税率は10.5%から11.9%に1.4%の増、資産割の税率は81.0%から54.0%に27%の減、均等割の税額は3万5千円から4万2300円に7300円の増、平等割の税額は4万7千円から4万7800円に800円の増へとそれぞれ改正するものでございます。以下、医療分・後期分・介護分の改正内容及び該当する条項を記載しています。黒四角4つ目の低所得者7割軽減は、7割軽減に該当する方につきまして、均等割及び平等割から減額をする金額の改正を示しております。表の合計欄で申し上げますが、均等割は2万4500円から2万9610円に5110円の増、平等割は3万2900円から3万3460円に560円の増へとそれぞれ改正するものでございます。以下、3ページにわたり、医療分・後期分・介護分の改正内容及び該当する条項を記載しています。3ページの黒四角1つ目の低所得者5割軽減は、5割軽減に該当する方につきまして、均等割及び平等割から減額をする金額の改正を示しております。表の合計欄で申し上げますが、均等割は1万7500円から2万1150円に3650円の増、平等割は2万3500円から2万3900円に400円の増へとそれぞれ改正するものでございます。以下、医療分・後期分・介護分の改正内容及び該当する条項を記載しています。黒四角2つ目の低所得者2割軽減は、2割軽減に該当する方につきまして、均等割及び平等割から減額をする金額の改正を示しております。表の合計欄で申し上げますが、均等割は7千円から8460円に1460円の増、平等割は9400円から9560円に160円の増へとそれぞれ改正するものでございます。以下、4ページにわたり、医療分・後期分・介護分の改正内容及び該当する条項を記載しています。4ページの黒四角、未就学児均等割5割軽減は、法に基づき令和4年4月から実施をしている未就学児に係る均等割から5割を減額する金額の改正を示しております。表の合計欄で申し上げますが、均等割低所得者7割軽減世帯は4350円から5175円に825円の増、均等割低所得者5割軽減世帯は7250円から8625円に1375円の増、均等割低所得者2割軽減世帯は1万1600円から1万3800円に2200円の増、均等割低所得者軽減の無い世帯は1万4500円から1万7250円に27

50円の増へとそれぞれ改正するものでございます。以下、医療分・後期分の改正内容及び該当する条項を記載しております。

5ページをご覧ください。(2)納期を7期から10期に変更し、1期当たりの負担軽減を図ります。具体的には、第8期、第9期、第10期として、それぞれ記載した納期の規定を加えます。(3)18歳以下の被保険者に係る均等割の5割軽減でございますが、この度の改正では、資産割の課税が無い、現役世代への負担が大きくなりますことから、子育て世帯への軽減措置として、国の制度である未就学児の均等割5割軽減を町単独措置として18歳以下まで拡大しようとするものです。表の合計欄で申し上げますが、均等割低所得者7割軽減世帯は5175円を、均等割低所得者5割軽減世帯は8625円を、均等割低所得者2割軽減世帯は1万3800円を、均等割低所得者軽減の無い世帯は1万7250円をそれぞれ減額するための規定を加えます。以下、医療分・後期分の改正内容及び該当する条項を記載しています。

附則でございます。第1条は施行期日で、この条例は令和7年4月1日から施行します。第2条は適用区分で、この条例による改正後の新冠町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上が、議案第51号、新冠町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第51号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

竹中委員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中です。ここで資産割が3年間にわたって引下げということで説明がございましたけれども、資産割というのは、普通の自営業者等がほとんど負担するような状況で、所得のあるなしに赤字でも、これを負担しなければならないということで、新しく事業を起こしたり、それからいろんな施設設備を整備した際には、大変負担が多くなってきております。固定資産税にプラスして、国民健康保険税のこの負担というのは大変経営者にとっては厳しい状況に陥っております。そういった中で、引下げということで、これは大変そういう状況を改善するには、喜ばしいような状況にはございますけれど、私、所管の常任委員では、常任委員会ではないのでよくちょっと理解していなかったんですけど、将来的にはこの資産割というのは、無くなるということにはならないのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 令和12年度の統一保険料水準、これに基づいて市町村、各市町村はですね、北海道の場合ですけれども、令和8年度末までに資産割を廃止しなけ

ればならないというふうにされておまして、今回提案するのは3年間でこれをなくすということで、段階的に資産割を減らしていき、令和9年度以降は資産割はゼロということで改正をいたしたいと考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） この2ページにある資産割は、27.0%の減となっておりますけど、これはしたら、いつゼロになるか。0でないや100%減になるんでしょうか。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） まず令和7年度では、27%を削減したいという案で今回提案させていただきました。令和8年度9年度分につきましては、これ毎年度ですね、また試算を加えまして、減らしていくということになるんですが、今考えてるのは令和8年度でも27%を減らして、令和8年度は27%にしたい。令和9年度はさらに27%減らして、令和9年度はゼロにしたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。全国でもこの国保会計というのはもう立ち行かなくなってきました。それでやはり国の負担金増が無ければね、もうやっていけないんですよ。それで2014年に全国知事会、市長会、市町村会、議長会、この4者で国に協会けんぽ、国保を協会けんぽ並みにするには1兆円の負担支援が必要だっというところで、2014年から要求し始めても10年たつんですよ。これが一向に進んでないんですけども、この辺の状況っというのどうなっていますか。どういう国とのそういう団体での交渉の状況っいうか見通し。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） ただいま議員から御質問のございました全国知事会が示した1兆円という数字でございませけれども、この1兆円というのは、知事会等で決議をした事項ではなくて、当時の自民党が開いた特命委員会において、その委員であった当時の知事会の会長が発言された一つの提案ということでございまして、医療保険制度の中における各保険料の平準化、国の責任において国保の安定した財政基盤の確立を求めた意見というふうに認識をしております。ただし議員さんもおっしゃるとおりですね、国保の財政基盤強化のためには、国からの財政支援というのは、当然必要だというふうに思っておりますし、これまでも全国知事会をはじめ全国町村会など、地方6団体はこういった要望をしておりますので、それに向けて当町におきましても、国への財政支援を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。先ほど提案ありましたけれども、今年度、国保税は4月末の時点で、全国の6割を超える自治体で値上がりをしております。それで全国から払えないとか、そういう声がもう上がってるわけですけども、この提案では到底容認できるものではありません。例えば、来年度から変わるんで均等割と平等割合わせると、7300円の800円だからは8100円ですよ、資産割が減る部分ありますから相対してどれ位になるかちょっと分かりませんが、いずれにしても高額なやっぱり値上がりするというのははっきりしてますんで、これ以上やっぱり引き上げると、本当に払えない国民がもうたくさん出てくると思います。それで先ほど言いましたように、これをどう改善するかちゅう点では、やっぱり国からこの1兆円の国庫負担ですね、これを実現させて、少なくともやっぱり協会けんぽ並みのね保険税にすべきだと、そういう点から、この均等割平等割ちゅうのは協会けんぽにありませんし、そういう点で、この提案については反対ということで述べたいと思います。

○議長（氏家良美君） 賛成討論の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜です。議案第51号について賛成の立場から討論させていただきます。北海道の国民健康保険は、平成30年度の制度改正以降、北海道と各市町村の連携のもと適切な運営が努められています。北海道国保運営方針では、安定した制度運営に向けて、令和12年度の保険料の水準の統一を目指す取り組みが推進されておりますが、このたび提案された税率改正のうち、資産割の廃止はその取り組みを進めるための一貫した手続であること、また、当町の国保は平成26年度に税率改正をして以降、見直しが行われておりませんが、この間、国保加入者を取り巻く社会経済的な情勢の変化や後期高齢者制度の創設、社会保険への加入促進など、国保の被保険者数は著しく減少しております。税収の不足から会計を運営するには基金を繰入れしなければならない状況から、早急に収支バランスを立て直す必要となっております。このたびの提案は、税率の見直しを3年間でやる段階的な引上げとし、町の独自措置も加えた、激変緩和も考慮された内容でありますので、本改正はやむを得ないものと判断し賛成いたします。

○議長（氏家良美君） ほかに反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第51号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第52号

○議長（氏家良美君） 日程第18、議案第52号、新冠町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第52号、新冠町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

新冠町重度心身障害者及びひとり家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものでございます。この度の改正は、本年12月2日に施行されました、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、各医療保険制度における被保険者証の新規発行及び再発行が終了しております。現行の被保険者証につきましては、それぞれの有効期限まで引き続き使用することが出来ますが、12月2日以降に転職や転居等により、加入先の医療保険が変更となり、マイナ保険証をお持ちでない方には各保険者より資格確認書が交付され、医療機関を受診されることとなりますことから、本条例の条文改正が必要となったものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明しますので、2ページをお開き下さい。第7条は、受給者証の提示に関する規定でございまして、本文中「被保険者証又は組合員証」を「医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者たることを証する書類」に改めるものでございます。1ページにお戻り下さい。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、令和6年12月2日から適用する。

以上が、議案第52号、新冠町重度心身障害者及びひとり家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。御審議を賜り、提案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第52号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） これに該当する人は何人ですか。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 直近ではないのではありません。令和5年10月末現在の数字でお答えします。重度心身障害者のほうが139人、ひとり家庭等が127人でございます。ただいま申し上げたのは、受給者証を発行する人数でございます。マイナ保険証を持っている方というのは、この内いくらかというのは、ちょっと把握はしてございませ

ん。

○議長（氏家良美君） その数字というのは精査したら出てくるものでしょうか。

○保健福祉課長（島田和義君） 分からない。

○議長（氏家良美君） 武藤議員。どうでしょうかよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。いつも私は反対しておりますけれども、12月2日から見切り発車च्छゅうことで、制度発足しましたけれども、ただ未だに約3千万人がマイナ保険証を持たず、マイナンバーカードを所持する人の中でも、保険証の未登録者は1700万人、4割の国民はマイナ保険証を持っていないという状況です。そういう点から、いまだに根強くありますので、紙の保険証は残すべきだと、そういう立場から反対いたします。

○議長（氏家良美君） 賛成討論の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜謙太郎です。議案第52号についても賛成の立場から討論させていただきます。本議案は、マイナンバー法等の一部改正法が既に施行されたことに伴う条文改正で、現行法律の整合性を図るために必要な改正内容、言わば文言修正のようなものでございます。法に基づく制度運用上、本提案は適切な手続と判断し賛成いたします。

○議長（氏家良美君） 反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第52号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再会 午後 1時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第19 議案第53号

○議長（氏家良美君） 日程第19、議案第53号、新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第53号、新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例について。

新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。この度の条例の一部改正は、エネルギー価格を中心とする物価高による運営経費の増加、及び軽種馬飼料費の高騰によって販売管理費が増加している中、使用料の弾力的調整を可能とすることによって営業収益を増加させ、より健全な乗馬クラブ経営を図るために、必要となる規程の改正であり、またクラブ会員の乗馬使用料について、現状一般利用者の乗馬使用料に基づき徴していることから、実態に適合させるためクラブ会費の規定を削除するものでございます。

一部改正の内容を新旧対照表で説明いたしますので、次のページをお開き下さい。新旧対照表の右の欄、旧規定、第4条第2項本文の後段に、新旧対照表の左の欄、新規定下線で示すとおり「またクラブ会員施設使用料については、使用料の範囲内において指定管理者が定める」を加え、また別表第4条関係、使用料金の範囲（上限額）、1、乗馬料金、1）一般利用者の表について、新旧対照表の右の欄、旧規定、表中にある、トレッキングの項1キロメートル当り3千円とあるものを、左の欄、新規定、表中トレッキングの項1キロメートル当り5千円に改めるものです。また、2）クラブ会員の表を削除することとします。前のページにお戻りください。附則として、この条例は、令和7年1月1日から施行する。

以上が、議案第53号、新冠町乗馬施設条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第53号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 7番、武藤です。質問の1点目は、トレッキングのこの利用者、分かれば町内と町外で何名いるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 現状正確な数字等々把握してございませんが、会員の数と観光客の数といった部分では、お時間を頂ければ答弁することができるかと思っております。

○議長（氏家良美君） 武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 次、値上げの財源なんですけれども、ちょっと聞きたいのは、この2、3年、国から重点支援交付金つちゅうことで、いろんなメニュー、低所得者に対する支援だとか、中小業者あるいは農業従事者等に対して出ておりますけれども、今年度も今、国会でまだやって最終的に決まってませんけれども、大体去年と同じ内容つちゅうことで、もう多分国からは、連絡文書が入っていると思いますけれども、この支援をこの2つあります、乗馬と温泉の方で交付金活用できないのかどうかつちゅうことでお聞きいたします。今年度、大体ポイントは国から示されたと思いますけれども、低所得世帯支援枠では、もう既に新聞等で報道されてますけれども住民税非課税1世帯当たり3万円、それから生活者支援では学校給食の支援。

○議長（氏家良美君） 武藤議員、この議案に対する質疑だけにしていただきます。

○7番（武藤勝罔君） はい。ですから、この事業者支援でも、地域観光業者に対する指定管理者等に対する支援も含まれてますんで、ぜひこういう支援、国の支援を活用できないかどうかつちゅうことを伺います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 重点支援政策交付金、当然町としても頂けるものは貪欲に頂いてございますし、それを活用するには当然のことだと思っております。これまでも、継続して数回交付金として交付されてございますが、全て漏れなく交付申請して受領しているといった状況でございます。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 今回、この一部改正の提案というのは、お客様から頂く使用料金の一部改正であることを、まずもって御理解頂いた上で答弁させていただきますと、今回、確かに費用が必要となる経費が増大しているということもありますが、それを決して価格転嫁でこれを乗り切ろうということでは、その趣旨ではなくて、あくまでも上限、使用料の上限を上げることによって、運用を効果的にし収益性を高めたいといった提案でございますので、その点を御理解頂きたいというふうに思います。

○議長（氏家良美君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第53号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第54号

○議長（氏家良美君） 日程第20、議案第54号、新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐渡企画課長委員。

○企画課長（佐渡健能君） 議案第54号、新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例について。

新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。この度の条例の一部改正は、物価高による運営経費の増加、特にエネルギー価格の高騰を原因とする光熱費が増加していることから、宿泊室使用料の上限を引き上げ、使用料を時期に応じた弾力的調整を可能とすることで、円滑で安定的な施設運営を図るために必要となる条例の規定を改正するものでございます。

一部改正の内容を新旧対照表で説明しますので、次のページをお開きください。別表第6条関係、3宿泊室使用料（1泊食事別1人当たり）、新旧対照表の右の欄、旧規定、表中和室・洋室の項、1万5千円を、新旧対照表の左の欄、新規定表中、和室・洋室の項、2万円に改め、同じく、右の欄、旧規定表中、特別室の項、2万5千円を左の欄、新規定表中、特別室の項3万円に改めるものです。前のページにお戻りください。附則として、この条例は、令和7年1月1日から施行する。

以上が、議案第54号、新冠町温泉保養施設設置条例の一部を改正する条例についての提案理由です。御審議賜り、提案どおり御決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第54号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番、武田です。和室・洋室それから特別室の値上げですよ。最近の利用状況についてちょっとお教え頂きたいと思います。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 宿泊者数、今回は宿泊の部分のものでございますので、宿泊者数といった部分では、前年と同様の人数と変わらず推移してございまして、正確な数字は申し上げることができませんが、決して減っている、収益性が下がっているといった状況にはないというふうに把握してございます。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） 特別室、どれぐらい、月にとか、年にとか、どれぐらい利用されてるんでしょう。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） 多くないというふうに聞いてございまして、月に5、6件ある程度だというふうには聞いてございます。ただ正確には時期によっても変わってくるかと思いますが、月ベースでいうと5、6件になるかというふうに思っております。

○議長（氏家良美君） ほかにございせんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより、議案第54号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第21 議案第55号

○議長（氏家良美君） 日程第21、議案第55号、令和6年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤正秀君） 議案第55号、令和6年度新冠町一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。

1ページをお開き願います。令和6年度新冠町一般会計補正予算、このたびは7回目の補正となります。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4801万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2844万4千円にしようとするものです。

はじめに、繰越し明許費及び債務負担行為の補正がありますので、4ページをお開き願います。第2表、繰越し明許費の補正は、1、追加でございまして、8款消防費、1項消防費、日高中部消防組合負担金3880万円は、大型水槽車購入事業について、車両メーカーにおいて、車両部材の市場調達が困難となり、車両完成に時間を要し、年度内の完了が見込めないことから、かかる負担金全額を繰り越すものでございまして。次に、第3表、債務負担行為の補正は、1、変更になります。本年度災害時の移動式電源となる外部給電機

能を有する車両2台の導入を計画したところございますけども、そのうちワゴンタイプの車両が受注停止となり、後継車両について、今年度中に販売される見込みがないことから、購入を見送るもので、変更前の災害対策用車両購入（2台）限度額1千万8千円を、変更後、災害対策用車両購入1台減の1台に、限度額443万5千円減の557万3千円にするものです。

次に、地方債の補正がありますので、5ページをお開き願います。第4表、地方債の補正、1、変更となります。大型水槽車購入事業は、過疎債を借入れ実施する消防新冠支署の老朽化した大型水槽車更新事業で、事業費確定に伴い、限度額2870万円を、変更後160万円減の2710万円にしようとするもの。地域住宅整備事業は、地域住宅整備事業債を借入れ実施した、ひがつら団地外部改修工事で、事業費確定に伴い限度額930万円を、変更後30万円減の900万円にしようとするもの。農業水利施設等整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を借入れ実施した東泊津及び明和地区明渠排水整備工事で、事業費確定に伴い、限度額1280万円を、変更後70万円減の1210万円にしようとするもの。道路整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を借入れ実施した、東泊津新冠線及び判官館1号線の道路排水改修等工事で、事業費確定に伴い、限度額1430万円を、変更後80万円減の1350万円にしようとするもの。河川整備事業は、緊急自然災害防止対策事業債を借入れ実施した元神部川河床洗堀防止対策工事ほか4件の工事で、事業費確定に伴い、限度額3360万円を、変更後160万円減の3200万円にしようとするもの。緊急浚渫推進事業は、緊急浚渫推進事業債を借入れ実施した比宇川河道内整備工事ほか1件の工事で、事業費確定に伴い、限度額2050万円を、変更後130万円減の1920万円にしようとするもの。公有林整備事業は、国の予算等貸付け債を借入れ実施した町有林森林整備事業で、事業費確定に伴い、限度額1610万円を、変更後200万円減の1410万円にしようとするものでございます。

次に、事項別明細書の歳出より説明いたしますので、15ページから16ページをお開き願います。説明の前に、人事院勧告に基づく給与改定分の影響額を申し上げます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節職員退職手当組合負担金の合計で、正職員分が2379万8千円の増額。会計年度任用職員分が1826万8千円の増額で、総体で4206万6千円の増額となっております。各科目における人件費のうち、給与改定分は説明を省略させていただきますので御了承願います。それでは説明申し上げます。1款議会費、1項議会費、1目議会費80万1千円の追加は、給与改定によるもの。17ページから18ページに移ります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費198万1千円の追加は、給与改定等によるもの。3目財産管理費192万6千円の減。説明欄が20ページにまたがり。11節役務費21万9千円の減は、建物に係る保険料で、前年度廃止分と、本年度新規分の精算によるもの。12節委託料163万円の減額及び14節工事請負費7万7千円の減額はいずれも入札による執行残でございます。19ページから20ページに移ります。4目町有林造成管理費125万4千円の追加は、14節工事請負費の

町有林整備事業で、倒木による牧柵損壊2か所の倒木撤去及び被害拡大防止として伐採するもので、詳細は説明資料1ページのとおりです。5目企画費1037万4千円の追加。説明欄1の説明欄の事業1、定住移住促進対策経費の中古住宅取得物件リフォーム補助金100万円の増額は、リフォーム2件分に係るもので、詳細は説明資料2ページのとおりです。事業2、定住移住支援事業の定住移住促進住宅取得奨励金75万円の増額は、中古住宅3件増加分、定住移住促進引っ越し助成金40万円の増額は、町内者2件、道外者1件に係るもので、詳細は説明資料3ページのとおりです。事業3、テレビ共同受信施設整備事業の里平地区テレビ共同受信施設改修工事負担金321万7千円の増額は、既存施設の更新を日高町が事業主体となって実施し、当町の受益者8戸分を負担するもので、詳細は説明資料4ページのとおりです。事業4、朝日の森運営事業の会計年度任用職員報酬58万7千円の増額は、体育館の利用日数増加に伴う施設管理人の稼働時間増加及び最低賃金引上げによるもの。事業5、情報通信基盤整備事業の光ケーブル移設等手数料442万円の増額は、光ケーブルを共架しているNTT柱20本、北電柱8本の支障移転及び新規加入一戸の設備増設工事に係るもので、詳細は説明資料5ページのとおりです。8目諸費25万1千円の追加は、事業1、街路灯補助事業の街路灯組合運営費補助金で、電気料の高騰によるもの、詳細は説明資料6ページのとおりです。21ページから22ページに移ります。11目ふるさとづくり基金27万6千円の追加は、歳入の奨学金貸付金元金収入において、一部繰上げ償還があったものを積み立てるもの。14目企業版ふるさと納税基金費1640万3千円の追加は、法人5社から頂いた寄附金1640万円と、利息3千円を積み立てるもの。23ページから24ページに移ります。2項徴税费、1目税務総務費117万8千円の追加は、給与改定によるもの。25ページから26ページに移ります。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費23万3千円の追加は、給与改定によるもので、事業2のマイナンバーカード交付事務費は、増減はありませんが、執行見込みに基づき節間で調整するもの。27ページから28ページに移ります。5項統計調査調査費、1目指定統計調査費2万6千円の減は、統計調査費交付金の決定に伴い調整するものでございます。29ページから30ページに移ります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費781万7千円の追加。事業3、子ども医療給付費186万5千円の増額は、受診件数及び医療費の増加によるもので、詳細は説明資料7ページのとおりです。32ページに移りまして、説明欄の事業4、その他の福祉施策80万5千円の増額は、社会福祉協議会補助金で、町職員の給与改定に準じた人件費の増額などによるもので、詳細は説明資料8ページのとおりです。事業5、国民健康保険事業繰出金109万円の増額は、国民健康保険特別会計で説明いたします。事業6、障害者自立支援事業261万4千円の増額は、障害児通所給付費等支給費で実利用者数の増加に伴うものでございます。詳細は説明資料9ページのとおりです。31ページから32ページになります。2目老人福祉費183万3千円の追加。事業1、新冠町移送サービス事業169万6千円の増額は、町職員の給与改定に準じた人件費の増額などによるもので、詳細は説明資料10ページのとおり

りです。事業2、高齢者等生活援助事業247万2千円の増額は、町職員の給与改定に準じた人件費の増額及び介護収入の減少によるもので、詳細は説明資料11ページのとおりです。事業3、日高中部広域連合負担事業177万6千円の増額は、給与改定及び最低賃金改定による人件費及び公用車1台の入替えに伴う増額と、前年度繰越金の財源化による減額の差額分で、詳細は説明資料12ページのとおりです。事業4、介護サービス特別会計事業勘定繰出金事業411万1千円の減は、介護サービス特別会計で説明いたします。3目後期高齢者医療費1681万4千円の減。18節負担金補助及び交付金の療養給付費負担金1644万1千円の減額は、令和6年度の負担金確定によるもの。27節繰出金37万3千円の減額は、後期高齢者医療特別会計で説明いたします。4目地域包括支援センター費70万1千円の減。事業1、地域包括支援センター運営費84万円の減額は、会計年度任用職員1名退職及び給与改定によるもの。34ページに移りまして、説明欄の事業2、生活支援体制整備事業13万9千円の増額は、町職員の給与改定に準じた人件費の増加によるもので、詳細は説明資料13ページのとおりです。6目社会福祉施設費8万円の減は、12節委託料の太陽開拓婦人ホーム排水管理委託料で、例年、自治会へ委託して排水堆積土砂等の除去を行っているものですが、昨年度に引き続き、当該地区における道営水道工事関係者事業者が地域貢献として実施していただいたことから、委託料が不要となったもの。7目生活館費46万5千円の追加は、給与改定によるもの。35ページから36ページに移ります。2項児童福祉費、2目児童措置費807万5千円の追加。事業1、新冠町出産子育て応援給付金事業14万3千円の増額は、令和5年度給付実績に基づき、超過交付となっている補助金を返還するもの。事業2、児童手当支給費768万円の増額は、児童手当法改正に伴う支給対象児童及び支給額の拡充によるもので、詳細は説明資料14ページのとおりです。事業3、子育て世帯生活支援特別給付金事業25万2千円の増額は、令和5年度給付実績に基づき、超過交付となっている補助金を返還するもの。3目児童福祉施設費113万3千円の減。事業1、児童館運営費の1節報酬154万9千円の減額は、パート職員1名採用予定であったものを常勤の会計年度任用職員に変更したことによるもの。なお、常勤職員職員分は6月に補正済みでございます。37ページから38ページに移ります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費77万8千円の減、18節負担金補助及び交付金の中核病院機能維持負担金30万9千円の減額は、浦河赤十字病院に対する経営支援に係る負担金で、昨年度の収支決算状況が良好であったため、本年度は負担が不要となったもの。2目予防費193万7千円の追加は、事業1、新型コロナウイルス感染症予防接種事業で、令和5年度の接種実績に基づき、事務費及び接種費用に対する国費超過交付分を返還するもの。3目環境衛生費37万8千円の追加は、給与改定によるもの。4目診療所費、補正額はありますが、補正額の財源内訳において、過疎債のソフト事業分を事業間調整するもので地方債を340万円増額し、一般財源を同額減額するもの。39ページから40ページに移ります。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費36万円の追加は、給与改定によるもの。2目農業総務費1792万円の

追加。事業2、農業振興事業補助金1772万円の増額で、野菜促成栽培施設整備事業補助金137万円の減額は、対象農家1戸が道の補助金採択となったことによる減額、及びハウス2棟の導入について、中古の代替品を確保したことによる減額、並びに自動換気設備の見積り合わせにより減額となったもので、詳細は説明資料15ページのとおりです。畑地化促進事業支援金1909万8千円の増額は、畑地化に伴い各農家が土地改良区に支払う決済金に対し支援するもので、全額国費で財源措置されるもの。詳細は説明資料16ページのとおりです。41ページから42ページに移ります。3目農業振興費178万5千円の減。12節委託料93万4千円の減額及び14節工事請負費123万2千円の減額は、いずれも入札による執行残。16節公有財産購入費23万8千円の増額は、東泊津地区の排水路敷地未処理用地買収に係るもので、詳細は説明資料17ページ及び18ページのとおりです。5目牧野管理費318万円の減。46ページにまたがります人件費において給与改定のほか、9月人事異動により1名分を減額するもの。44ページ、11節役務費から26節公課費までは執行残の減額でございます。47ページから48ページに移ります。2項林業費、1目林業振興費92万5千円の追加、18節負担金補助及び交付金、民有林振興対策事業補助金30万2千円の増額は、造林事業の事業量増加によるもので、詳細は説明資料19ページのとおりです。3目治山費8千円の追加は給与改定によるもの。4目森林公園費33万円の追加は、12節委託料、判官館森林公園キャンプ場支障僕伐採業務委託料で、老木などの危険ばく4本を伐採除去するもので、詳細は説明資料20ページのとおりです。49ページから50ページに移ります。3項水産業費、1目水産業振興費620万6千円の減。職員1名退職により人件費を減額。18節負担金補助及び交付金の漁業近代化資金利子補給補助金2万9千円の増額は、新規借入れ1件分に係るものです。51ページから52ページに移ります。6款商工費、1項商工費、2目観光費172万6千円の追加。12節委託料、新冠温泉施設指定管理料113万8千円の増額は、新冠温泉の旧指定管理者である新冠ヒルズが販売した割引入浴回数券等の利用者使用分を現指定管理者である北海道ホテル&リゾートに対して補填するものです。今回は、令和6年4月1日から10月31日まで使用された分を精算するもので、詳細は説明資料21ページのとおりです。53ページから54ページに移ります。7款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費17万1千円の減。11節役務費の保険料2万7千円の増額は、新たに開発局より借受けることが決定した、小型除雪機に係る動産保険料。12節委託料19万8千円の減額は、入札による執行残。2目道路維持費82万5千円の減。12節委託料4万4千円の減額及び14節工事請負費78万1千円の減額は、いずれも入札による執行残。3目道路新設改良費118万4千円の追加。14節工事請負費1万1千円の減額は、入札による執行残。55ページから56ページに移ります。2項河川費、1目河川総務費364万1千円の減。12節委託料8万6千円の減額及び14節工事請負費289万3千円の減額はいずれも入札による執行残。16節公有財産購入費66万2千円の減額は、セブ川上井地先河川敷地用地の買収において、土地所有者の希望により買収面積が減少したものと。

57ページから58ページに移ります。3項住宅費1目住宅管理費820万9千円の減。13節使用料及び賃借料20万9千円の減額は、公営住宅システム及びデータセンター使用料で、システムの移行が9月にずれ込んだことによるもの。18節負担金補助及び交付金800万円の減額は、住宅リフォーム助成金で予算措置10件に対して、執行見込みが2件となったことによるもので、詳細は説明資料22ページのとおりです。2目住宅建設費275万3千円の減。2節給料から4節共済費までの減額は、採用予定の建築士1名が採用に至っていないため、既に経過した11月までの人件費を減額するもの。12節委託料1万1千円の減額及び14節工事請負費68万2千円の減額はいずれも入札による執行残。59ページから60ページに移ります。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費364万4千円の減は、18節負担金補助及び交付金で、日高中部消防組合本部経費負担金19万9千円の増額は給与改定によるもの。日高中部消防組合支署経費負担金384万3千円の減額は、歳入における前年度繰越金353万6千円の増額、職員退職手当組合事前納付金精算還付金270万2千円の増額、大型水槽車両整備事業債160万円減額と、歳出における給与改定分405万2千円の増額、大型水槽車両購入に係る入札執行残345万7千円の減額のそれぞれ差し引いた分の余剰額を計上してございます。61ページから62ページに移ります。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費136万4千円の追加。事業2、奨学費の奨学金貸付金252万円の減額は、貸付けが当初見込みより3名減少となったことによるもので、詳細は説明資料23ページのとおり。事業3、学校給食費助成事業3万2千円の増額は、9月から区域外就学となった児童1名に対するもの。63ページから64ページに移ります。2項小学校費、1目学校管理費341万円の追加は給与改定によるもの。2目教育振興費2万7千円の追加は、19節扶助費の特別支援教育就学奨励費で、認定者数が2名増加によるもの。詳細は説明資料24ページのとおりです。65ページから66ページに移ります。3項中学校費、1目学校管理費200万8千円の追加。14節工事請負費15万4千円の減額は、入札による執行残。67ページから68ページに移ります。4項認定こども園費、1目認定こども園費396万4千円の追加。12節委託料49万5千円の減額及び17節備品購入費14万4千円の減額は、いずれも入札による執行残。69ページから70ページに移ります。5項社会教育費、1目社会教育総務費738万6千円の追加は、給与改定及び10月人事異動による2名増員分の人件費で、うち1名は、会計年度任用職員から正職員に採用したものの。2目レ・コード館推進事業費203万8千円の追加は給与改定によるもの。3目図書費116万円の減。72ページにまたがります。1節報酬46万9千円の増額及び8節旅費6千円の増額は、職員の病欠に伴う代替パート職員の勤務日数増加によるもの。2節給料から4節共済費までの減額は、会計年度任用職員1名減によるものですが、当該職員は正職員となっております。71ページから72ページに移ります。4目青少年育成費85万6千円の追加は給与改定によるもの。6目青年の家費42万4千円の追加は給与改定によるもの。7目町民センター費19万5千円の追加は、10節需用費の修繕料で、消防設備誘導灯3基を取り替え修理

するもので、詳細は説明資料25ページのとおりです。73ページから74ページに移ります。6項保健体育費、1目保健体育総務費187万8千円の追加は給与改定によるもの。75ページから76ページに移ります。7項1目ともに学校給食費178万円の追加は、10節需用費の給食材料費で、物価高騰によるもので、詳細は説明資料26ページのとおりです。77ページから78ページに移ります。11款公債費、1項公債費、1目元金1万8千円の追加は、平成25年度臨時財政対策債について、借入れから10年が経過したことによる利率見直しに伴う元金償還額の増額。2目利子8千円の減額は、平成25年臨時財政対策債について、借入れから10年が経過したことによる利率見直しに伴い3万円の減額。令和6年度以降借入れ分の利率確定に伴い5万円の減額。繰越し事業借入れ完了に伴い7万2千円の増額で、この差引き分を計上しております。

次に、歳入について説明いたしますので、9ページから10ページをお開き願います。9款1項1目ともに地方特例交付金2149万2千円の追加は、定額減税による減収に対する補填交付金。12款分担金及び負担金、1項負担金、2目教育費負担金88万6千円の減は、子ども園において、新ひだか町から受入れた園児2名の退園によるもの。13款使用料及び手数料、1項使用料、4目農林水産業使用料255万2千円の減は、牧野使用料で、家畜伝染病発生農場の入牧自粛により預託牛が減少したものの。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金1008万2千円の追加。1節社会福祉費国庫負担金159万7千円の増額で、国民健康保険基盤安定費負担金32万円の増額は、保険者支援分に対するもの。障害児通所給付費等負担金130万6千円の増額は、実利用者数の増加に伴うもの。未就学児均等割保険料負担金3万4千円の減額は、未就学児均等割の軽減に対するもの。産前産後保険料負担金5千円の増額は、対象1件の実績に対するもの。2節児童福祉費国庫負担金848万5千円の増額は、児童手当法改正に伴うもの。2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金425万4千円の減額は、住宅リフォーム助成金事業及びひがつら団地外部改修事業並びに公営住宅管理システム導入事業がそれぞれ減額となったことによるもの。6目教育費国庫補助金11万3千円の追加は、小学校就学援助費の増額によるもの。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金42万2千円の追加。1節社会福祉費道負担金82万5千円の増額。国民健康保険基盤安定費負担金13万8千円の増額は、保険税軽減分及び保険者支援分に対するもの。後期高齢者医療基盤安定費負担金4万9千円増額は、負担金の額の確定に伴うもの。障害児通所給付費等負担金65万3千円の増額は、実利用者の増加に伴うもの。未就学児均等割保険料負担金1万7千円の減額は、未就学児均等割の軽減に対するもの。産前産後保険料負担金2千円の増額は、対象1件の実績に対するもの。11ページから12ページに移ります。2節児童福祉費道負担金40万3千円の減は、児童手当改正に伴う負担率変更によるもの。11ページから12ページに移ります。2項道補助金、4目農林水産業費道補助金1928万5千円の追加。1節農業費道補助金1909万8千円の増額は、畑地化促進事業支援金で歳出と同額を計上。2節林業費道補助金18万7千円の増額は、民有林振興事業に対するもの。3項道委

託金、1目総務費道委託金2万8千円の減は、指定統計調査費交付金の減の減額によるもの。3目農林水産業費道委託金31万3千円の増額は、1節農業費道委託金で、道営土地改良事業監督等補助業務委託金30万2千円の増額及び新冠地区地滑り防止区域点検業務委託金1万1千円の増額は、事業費確定によるもの。5目土木費道委託金4万円の増額は、新冠川厚別川樋門樋管操作委託料委託金で事業費確定によるもの。16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金3千円の追加は、企業版ふるさと納税基金積立金利子でございます。17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄附金1640万円の追加は、法人5社からの企業版ふるさと納税寄附金でございます。18款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金389万8千円の減は、財源充当を予定していた野菜促成栽培施設整備事業補助金137万8千円の減額分及び奨学金貸付金252万円の減額分を戻すもの。20款諸収入、3項貸付金元利収入、4目奨学金貸付金元金収入27万6千円の追加は、一部借入れ償還によるもの。4項5目とも雑入53万円の減は、牧野における伝染病予防薬剤に係る預託者負担金等で入牧頭数の減少によるもの。5項1目とも受託事業収入13万9千円の追加は、生活支援体制整備事業委託料の増額に伴うもの。13ページから14ページに移ります。21款町債、1項町債、3目農林水産業債から6目消防債につきましては、5ページの地方債の補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上が、議案第50号、令和6年度新冠町一般会計補正予算についての提案理由です。御審議を賜り、提案のとおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎日程第22 議案第56号 ～ 日程第23 議案第57号

○議長（氏家良美君） 日程第22、議案第56号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算。日程第23、議案第57号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算。以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） 議案第56号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算第2号につきまして提案理由を申し上げます。

この度は第2回目の補正となります。この度の主な補正理由につきましては、人事院勧告に基づく給与改定分人件費の増、業務委託及び工事請負費の執行に伴い減額を行うものです。第1条、総則、令和6年度新冠町簡易水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによるものであります。第2条、業務の予定量、令和6年度新冠町簡易水道事業会計予算、以下予算という。第2条に定めた業務の予定量は、次のとおり補正するものでございます。（4）主要な建設改良事業、第一導水ポンプ場ポンプ外更新工事、既決予定額1052万7千円を62万7千円減額し990万円にするものでございます。第3条、収

益的収入および支出予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正するもの  
でございます。第1項、営業費用を101万円減額し2億4548万7千円に、第2項、  
営業外費用を2万7千円減額し2240万9千円に、第3項、特別損失を226万9千円  
減額し330万7千円とし簡易水道事業費用総額を2億7130万3千円とするもので  
ございます。第4条、資本的収入及び支出、予算第4条本文かっこ書き中、資本的収入額が  
資本的支出額に対し不足する額5131万8千円は、引継ぎ金491万円、当年度損益勘  
定留保資金4640万8千円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次の  
とおり補正するものでございます。支出、第1款、資本的支出、第1項、建設改良費を4  
0万7千円減額し2493万7千円とし、資本的支出総額を1億2026万1千円とする  
ものがございます。第5条、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費、予算  
第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費を次のとおり補正す  
るものがございます。職員給与費を16万4千円増額し965万1千円とするものであり  
ます。

次に補正予算第2号、明細書で説明いたしますので13ページをお開き願います。第3  
条の収益的支出、第1款、簡易水道事業費用330万6千円の減額、1項営業費用101  
万円の減額は、3目受託工事費、28節工事請負費117万7千円の減額は、メーター器  
交換工事の入札執行残。5目総係費、1節から22節給料ほか16万7千円の追加は、人  
事院勧告に伴うもの。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利  
息2万7千円の減額は、利息利率の確定によるもの。3項特別損失、1目1節ともにその  
他特別損失226万9千円減は、令和6年消費税額確定による不要額の減額。14ページ  
に移ります。第4条の資本的収入及び支出の資本的支出、1款資本的支出、1項1目とも  
に建設改良費40万7千円の減額は、第一導水ポンプ場ポンプ外更新工事ほか工事2件の  
入札執行残です。

以上、議案第56号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算第2号について 提  
案理由を申し上げます。ご審議を賜わり提案とおりのご決定下さいますよう、お願い申し  
上げます。

引き続き議案第57号、新冠町下水道事業会計補正予算第2号の提案理由を申し上げま  
すのでお開き願います。

議案57号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算第2号につきまして提案理由を  
申し上げます。

この度は第2回目の補正となります。この度の主な補正理由につきましては、人事院勧  
告に基づく給与改定分人件費の増、業務委託の執行に伴い減額を行うもの  
でございます。第1条、総則、令和6年度新冠町下水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところ  
によるもの  
でございます。第2条、業務の予定量、令和6年度新冠町下水道事業会計予  
算（以下予算という）第2条に定めた業務の予定量は、次のとおり補正するもの  
でございます。（4）主要な建設改良事業、マンホールポンプ機械、電気設備改築実施設計、既決予

定額642万4千円を70万4千円減額し572万円にするものでございます。第3条、収益的収入及び支出、予算第3条に定めた収益的支出の予定額は、次のとおり補正するものでございます。第1項、営業費用を24万円追加し1億7010万6千円に、第2項、営業外費用を3万9千円減額し704万1千円とし、下水道事業費用総額を1億7861万7千円とするものでございます。第4条、資本的収入および支出、予算第4条本文かっこ書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3936万4千円は、引継ぎ金53万7千円と消費税及び地方消費税資本的収支調整額180万6千円、当年度損益勘定留保資金3702万1千円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1項、企業債を40万円減額し280万円に、第3項、国庫補助金を35万2千円減額し286万円とし、資本的収入総額を5293万4千円とするものでございます。支出、第1項、建設改良費を70万4千円減額し601万7千円とし、資本的支出総額を9229万8千円とするものでございます。第5条、企業債、予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正するものでございます。下水道施設整備事業は、下水道事業債を借入実施したマンホールポンプ機械、電気設備改築実施設計業務委託で、事業費確定に伴い、限度額320万円を変更後40万円の減の280万円にしようとするものです。第6条、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費、予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費を次のとおり補正するものです。職員給与費を23万6千円増額し1088万円とするものです。

次に 補正予算第2号明細書で説明いたしますので14ページをお開き願います。第3条の収益的収入及び支出。支出第1款、下水道事業費用20万1千円の追加。1項営業費用、4目総係費、1節から22節給料ほか24万円の追加は、人事院勧告に伴うもの。2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費、1節企業債利息3万9千円の減額は、利息利率の確定によるもの。15ページに移ります。第4条の資本的収入及び支出。収入、1款資本的収入、1項企業債、1目1節ともに建設改良企業債40万円の減額は、第5条企業債で説明のとおりでございます。3項1目1節ともに国庫補助金35万2千円の減額は、社会資本整備総合交付金で、企業債で説明のとおり事業費確定によるものでございます。16ページに移ります。支出、1款資本的支出、1項1目ともに建設改良費、13節委託料70万4千円の減額、マンホールポンプ機械・電気設備改築実施設計業務委託に係る入札執行残。

以上、議案第57号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算第2号について提案理由を申し上げます。ご審議を賜わり提案とおりが決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第24 議案第58号 ～ 日程第25 議案第59号

○議長（氏家良美君） 日程第24、議案第58号、令和6年度新冠町国民健康保険特別

会計事業勘定補正予算。日程第25、議案第59号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 議案第58号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き下さい。令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算。この度は2回目の補正となります。令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1724万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8億3719万5千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。2款保険給付費、1項療養諸費、1目療養給付費247万6千円の追加。18節負担金補助及び交付金247万6千円の増額は、医療に係る療養給付費の増額で、医療費請求のあった直近9月分までの平均月額が2940万円となり、同時期における過去4年の平均月額を57万円ほど上回る金額で推移していることから、不足見込額を増額するものでございます。10ページから11ページに移ります。2項、1目共に高額療養費1474万2千円の追加。18節負担金補助及び交付金1474万2千円の増額は、高額療養費に係る増額で、高額療養費の請求を受けた直近11月分までの平均月額が570万円となり、同時期における過去4年の平均月額を115万円ほど上回る金額で推移していることから、不足見込額を増額するものでございます。12ページから13ページに移ります。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金2万2千円の追加。22節償還金利子及び割引料2万2千円の増額は、道負担金として令和5年度に交付を受けた出産育児一時金臨時補助金及び保険給付費等特別交付金に係る返納額で、出産育児一時金臨時補助金は支給件数が無かったこと。保険給付費等特別交付金は特定健診の受診件数の確定に伴い、超過交付分を返納するものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開き下さい。3款道支出金、1項道負担金、1目保険給付費等交付金1721万8千円の追加。1節保険給付費等普通交付金1721万8千円の増額は、療養給付費及び高額療養費の増額に伴い交付が受けられるもの。5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金109万円の追加。1節保健基盤安定繰入金61万1千円の増額は、低所得者に対する保険税軽減分への公費負担として一般会計から繰入するもので、軽減対象者606名に係る軽減額の確定により増額するもの。2節未就学児均等割保険料繰入金6万7千円の減額は、未就学児の均等割軽減分への公費負担として一般会計から繰入するもので、未就学児15名に係る軽減額の確定により減額するもの。3節産前産後保険料繰入金1万1千円の増額は、産前産後期間の保険税軽減分への公費負担として一般会計から繰入するもので、対象1世帯に係る軽減

額の確定により増額するもの。4節その他一般会計繰入金53万5千円の増額は、国保安定化支援事業として繰入れするもので、当町は高齢被保険者が特に多い場合に該当し、北海道から示された額を計上するものです。2項、1目共に基金繰入金106万8千円の減。1節基金繰入金106万8千円の減額は、歳入歳出差引で生じた財源超過分を繰り戻すものです。

以上が、議案第58号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定下さいますよう、お願い申し上げます。

ひきつづき、議案第59号の提案理由を申し上げますので、お聞き願います。

議案第59号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案理由を申し上げます。

1ページをお開き下さい。令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算。この度は、1回目の補正となります。令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を次のとおり定めようとするものです。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ12万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9319万6千円にしようとするものです。

補正内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、8ページから9ページをお開き願います。2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金12万6千円の減。18節負担金補助及び交付金12万6千円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納める負担金で、事務費に対する負担金19万2千円の減額、及び低所得者への保険料軽減分を負担する保険基盤安定分負担金6万6千円の増額は、いずれも広域連合からの通知によるものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページから7ページをお開き下さい。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金43万9千円の減。1節事務費繰入金43万9千円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合へ納める事務費負担金及び一般会計が負担する事務費の確定による減額です。2目保険基盤安定繰入金6万6千円の追加。1節保健基盤安定繰入金6万6千円の増額は、低所得者に対する保険料軽減分への公費負担として一般会計から繰入するもので、軽減対象者692名に係る軽減額の確定により増額するもの。4款1項1目共に繰越金24万7千円の追加。1節繰越金24万7千円の増額は、前年度繰越金の額の確定に伴う財源化です。

以上が、議案第59号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案のとおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第26 議案第60号

○議長（氏家良美君） 日程第26、議案第60号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

竹内老人ホーム所長。

○特別養護老人ホーム所長（竹内修君） 議案第60号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算の提案理由についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算。この度は2回目の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の補正、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ810万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1154万6千円としようとするものです。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、8ページから9ページをお開きください。1款総務費、1項一般管理費、1目施設介護サービス事業費706万2千円の追加。1節報酬18万8千円の減は、パートタイム会計年度任用職員の最低賃金増と雇用実績による減少を調整したことによる減額。2節給料から4節共済費までは人事院勧告による給与改定による増額です。13節使用料及び賃借料1万9千円の追加は入所稼働率上昇による寝具借上料の増額で、当初稼働率95%だったものを1%増の96%で積算したもの。18節負担金補助及び交付金30万6千円の増は給与改定に伴う増額。次に10ページから11ページをお開きください。2目短期入所生活介護事業費104万2千円の追加。2節給料から4節共済費及び18節負担金補助及び交付金は人事院勧告による給与改定に伴う増額。

次に、歳入についてご説明いたしますので、6ページから7ページをお開きください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入364万7千円の追加。令和6年度介護報酬改定により4月から基本単価が平均20単位増加及び8月から居住費が一律1日60円増加したこと、加えて今年度は退所と入院が少なく稼働率が当初95%のところ1%増の96%の見込みのため増額するもの。2項自己負担金収入、1目自己負担金収入35万4千円の追加。介護報酬改定及び入所稼働率増加による自己負担額収入の増額。3項特定介護サービス費収入、1目施設特定介護サービス費収入113万円の追加。介護報酬改定及び入所稼働率増加による補足給付費の収入増加です。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金411万1千円の減額。歳入の財源調整分として繰り入れている一般会計からの繰入金を繰り戻すもの。3款繰越金、1項1目1節いずれも繰越金708万4千円の追加。前年度繰越金の残額を全額予算化するもの。

以上が、議案第60号の提案理由の説明でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第27 議案第61号

○議長（氏家良美君） 日程第27、議案第61号、令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 議案第61号、令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算について提案理由を申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。今回は第2回目の補正になります。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ315万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8565万6千円にしようとするものであります。

次に歳入歳出予算の補正内容について、事項別明細書、歳出より説明いたしますので、8ページをお開き下さい。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費282万4千円の追加。次の9ページをご覧ください。2節給料13万円の減、3節職員手当等21万5千円の減、4節共済費18万7千円の減については、事務職員の10月人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正、13節使用料及び賃借料72万円の追加は、新たな出張応援医師住宅として民間中古住宅の借家予算の追加。立地的にも条件の良い国保診療所近くの住宅を本年4月から1棟借り上げ、出張応援医師の待機・宿泊住宅としてあらたに確保を図っております。なお、これまで使用していた出張応援医師住宅は、長年にわたり常勤医師の住宅として活用したのち、出張応援医師の住宅として再活用してまいりましたが、築52年を経過している住宅は老朽化が進んでいることや、近年、医療技術職員を採用するにあたり、住宅確保を求められるケースが多くなっておりますので、新たに医療技術者の住宅として、さらなる活用変更を図っておりまして、本年4月以降は、出張応援薬剤師などの宿泊施設としても半年間活用し、現在は常勤の診療放射線技師の住宅として有効活用しております。18節負担金補助及び交付金9千円の減は、事務職員の人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正。19節公課費264万5千円の追加は、消費税及び地方消費税納付金の本年度納付額の増加による予算追加。本年度の消費税納付金額の主な増加理由と致しましては、これまで国保診療所が適されていた簡易課税の適用基準である、前々年度の課税期間分の課税売上高が5千万円を超えたことにより、一時的に簡易課税の適用除外となり、令和5年度分の確定申告は、本則課税方式の適用になりましたので、算定方式などが大きく異なり、納付額が大きくなりました。なお、課税売上高が5千万円を、この年度のみ超過した主な理由と致しましては、新型コロナウイルスワクチン接種料金の収入などが大きく、課税対象額に加算されたことによるものです。また、今回の算定内容については、浦河税務署と何度も協議し、納付額も確定しており、来年度以降は簡易課税方式に戻ることも確認しておりますので、納付額は前年同様になる予定です。次に10ページへ移ります。2款1項1目ともに医業費33万円の追加。11ページをご覧ください。2節給料401万円の減、3節職員手当等73万7千円の減、4節共済費200万1千円の減、それぞれ事務職員以外の医療従事者に対する人事院勧告に伴う人件費の補正、加えて当初予算におい

て、正職員看護師3名の採用予定予算を確保しておりましたが、2名の新規看護師採用及び1名の短期応援ナースの体制に変更したことによる差額予算の減。18節負担金補助及び交付金707万8千円の追加は、主な理由の1点目は、医師出向負担金として、令和6年4月より新たに1法人グループと医療機関同士の医師派遣契約を締結し、毎月第3週目を除く火曜日午後の外来診療及び同日の夜間当直、引き続き翌日の午前中の外来診療の応援を頂いている医師派遣に対する予算の追加を提案するものです。主な理由2点目は、過去において、国保診療所の入院病棟の休止をするにあたり、新ひだか町と平成27年12月1日付で医療連携協定を結びましたが、協定書第7条の規程に基づき、新冠町から新ひだか町へ割愛で異動した職員が定年退職に伴う退職手当組合負担金の追加負担金が発生する場合は、新冠町が負担することを取り決めておまして、今回1名分362万6532円を新ひだか町に支払うものであります。なお、当時、割愛で新ひだか町へ異動した職員は5名おります。うち、2名は定年退職前に国保診療所へ戻ってきており、さらに1名は恵寿荘に同じく定年前に戻っております。従いまして、今回の職員以外にまだ1名の定年退職前の割愛異動職員が新ひだか町立静内病院に在職しておりますので、定年延長後、令和10年度に同様な負担金が発生することになります。

次に、歳入の説明をいたしますので6ページ及び7ページをお開き下さい。3款道支出金、1項道補助金、1目道補助金90万2千円の追加。電源立地地域対策交付金額の確定に伴う予算追加。5款1項1目ともに繰越金225万2千円の追加。令和5年度から令和6年度に予算繰越をする予定額の一部を財源化するもの。

以上が、議案第61号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

#### ◎閉議宣言

○議長（氏家良美君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後2時24分 閉議)